

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
(校内研修資料・事例集)

千葉県教育委員会

【まえがき】

千葉県教育委員会では、令和元年5月に文部科学省が発表した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」等を参考に「教職員のための児童虐待対応リーフレット」を作成し、県内全ての公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員に配付しました。そして平成19年3月に作成した旧マニュアル（「教職員のための児童虐待対応マニュアル」）を、国の手引き（「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」〈文部科学省〉）や、健康福祉部作成の児童相談所、市町村向けマニュアル（「千葉県子ども虐待対応マニュアル」〈千葉県健康福祉部〉）、「千葉県の児童虐待死亡事例検証委員会」からの提言内容等をもとに、令和元年11月に「教職員のための児童虐待対応の手引き」として改訂し、県教育委員会のホームページに掲載しました。

今回、教職員の更なる児童虐待防止に対する意識啓発・対応力向上に向けて、国（文部科学省）の手引きや県教育委員会のリーフレット・手引きを活用した校内研修資料を作成しました。

本研修資料は、児童虐待の具体的なケースを想定しながら、リーフレットや手引きの効果的な活用方法、各関係機関の役割と連携方法、児童虐待関連法規、子供の人権等について、20～30分で学べる構成となっています。また、令和2年1月に文部科学省が作成した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修方法も掲載しています。

児童虐待につきましては、定期的な研修により、一人一人の教職員が理解を深め、虐待が疑われる場合には、速やかに対応する体制の構築が必要です。この研修資料を各学校の校内研修や教育委員会の研修等で活用することで、全教職員が、虐待が疑われる事案に対して迷いなく的確に対応できるようになるための、一助となればと思います。

千葉県教育委員会

【校内研修資料について】

内 容

1. 研修の目的
2. 使用する資料（参考資料）
3. 研修の流れ
4. 研修のポイント

※1項目、20～30分で実施できる構成となっています。

※校内研修資料⑤・⑥は、文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修になります。（P9～16）

※校内研修資料⑦は、千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応の手引き」の中にある事例集①～③を活用した研修になります。（P17～18）

（参考）

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和2年1月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf

- 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（令和元年8月 千葉県教育委員会）

- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」（令和元年11月 千葉県教育委員会）

- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集

（令和3年1月 千葉県教育委員会）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennyouiku/gyakutaitebiki.html>



QRコード

【事例集】

内 容

1. ケース概要について
2. 学校の対応について
3. 対応のポイントについて

※事例集の内容は、架空のケースを想定したものです。

【活用方法】

（1）校内研修資料①～⑧の中で、課題に応じた項目を選択。

（2）使用する資料、ワークシート（①～⑧）事例集等を確認。

（3）「研修の流れ」に沿って実施。

（※研修例ですので、各学校や教育委員会等の実態に合わせた形で実施してください。）

（4）「研修のポイント」で確認。

（※国や県の手引き、リーフレットをもとに、適切な対応について確認してください。）

目 次

【校内研修資料】

- ・校内研修資料① 1
(児童虐待の早期発見、チェックリストの活用)
- ・校内研修資料② 3
(学校が通告を判断するに当たってのポイント、発見から通告までの対応の流れ)
- ・校内研修資料③ 5
(関係機関の役割と連携)
- ・校内研修資料④ 7
(児童虐待関連法規)
- ・校内研修資料⑤ 9
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方①
「虐待対応のケース」)
- ・校内研修資料⑥ 13
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方②
「虐待事案の学校対応ロールプレイング」)
- ・校内研修資料⑦ 17
(「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の事例集の活用方法)
- ・校内研修資料⑧ 19
(子供の人権)

【事例集】

- ・事例集① (性的虐待が疑われる事案への対応) 23
- ・事例集② (児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応) 24
- ・事例集③ (要保護児童への長期休業明けの対応) 25

【ワークシート】

- ・ワークシート① (校内研修資料①用) 27
- ・ワークシート① (校内研修資料①用 解説) 28
- ・ワークシート② (校内研修資料②用) 29
- ・ワークシート② (校内研修資料②用 解説) 30
- ・ワークシート③ (校内研修資料③用) 31
- ・ワークシート③ (校内研修資料③用 解説) 32
- ・ワークシート④ (校内研修資料④用) 33
- ・ワークシート④ (校内研修資料④用 解説) 34
- ・ワークシート⑤ (校内研修資料⑤用) 35
- ・ワークシート⑥ (校内研修資料⑥用) 36
- ・ワークシート⑦ (校内研修資料⑦用) 37
- ・ワークシート⑧ (校内研修資料⑧用) 38
- ・ワークシート⑧ (校内研修資料⑧用 解説) 39

- ※「教職員のための児童虐待対応リーフレット」 40

校内研修資料

- ・ 校内研修資料①
(児童虐待の早期発見、チェックリストの活用)
- ・ 校内研修資料②
(学校が通告を判断するに当たってのポイント、発見から通告までの対応の流れ)
- ・ 校内研修資料③
(関係機関の役割と連携)
- ・ 校内研修資料④
(児童虐待関連法規)
- ・ 校内研修資料⑤
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方①
「虐待対応のケース」)
- ・ 校内研修資料⑥
(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の活用の仕方②
「虐待事案の学校対応ロールプレイング」)
- ・ 校内研修資料⑦
(「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の事例集の活用方法)
- ・ 校内研修資料⑧
(子供の人権)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料①

○児童虐待の早期発見、チェックリストの活用

1. 研修の目的

- ・児童虐待防止法に明記されている児童虐待の定義（4つの児童虐待の種類）について理解し、参考事例を検討しながら「教職員のための児童虐待対応リーフレット」のチェックリストの活用意識を高める。

2. 使用する資料

- ・ワークシート①（校内研修資料・事例集 P27）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内容	留意事項
4分	1. ワークシートで、児童虐待の定義について確認する。（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）	○ワークシートをもとに児童虐待の法的な定義について理解する。
4分	2. ワークシートにある事例をもとに、個別に「教職員のための児童虐待対応リーフレット」のチェックリストの該当する項目にチェックをする。	○最初は、個人でチェックリストのどの項目に該当するのかを考える。
4分	3. グループで話し合う。 【事例1】 ・「複数のあざ」があり、「父親に叩かれた」と話している。 【事例2】 ・児童生徒→日頃から衣服の乱れ、体調不良 ・保護者→連絡取りづらい、育児に拒否的 ※チェックリストのどこの項目に該当するかを確認。その場合、まず校内でどのような対応をとるべきか、またどんな関係機関と連携する必要があるのかについて話し合う。	○チェックした項目に違いがあるかという点に着目する。 ○校内にも該当する児童生徒がいてもおかしくはない、という視点で検討する。
4分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	

4分	<p>5. 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」の「児童虐待の早期発見チェックリスト」の活用方法を全体で共有し、校内での児童虐待の早期発見への意識を高める。</p> <p>① 「いつもと違う」と感じたらチェックリストと照合する。</p> <p>② まず「緊急的な支援を要する場合」にチェックする。</p> <p>③ 該当しない場合は、「児童虐待リスクのチェックリスト」で確認する。</p> <p>④ 「児童虐待の早期発見チェックリスト」に該当箇所があった場合は、直ちに管理職に報告する。</p> <p>⑤ 速やかに関係機関に通告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急的な支援を要する場合」に該当する場合は、児童相談所や警察へ通告・通報する。 ・「児童虐待リスクのチェックリスト」に複数箇所該当する際は、市町村の虐待対応担当への通告を検討する。 	<p>○校内全体で共通した認識が持てるように再度確認を行う。</p>
----	--	------------------------------------

4. 研修のポイント

- ・「いつもと違う」と感じたら、チェックリストと照合し、周囲の教員と情報を共有することが、虐待の早期発見につながるという意識を校内全体で持つ。
- ・ワークシートの事例について、実際に「教職員のための児童虐待対応リーフレット」の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を使って検討することで活用意識を高める。

「児童虐待の早期発見チェックリスト」の活用方法について

- ①【緊急的な支援を要する場合】について、該当事項があるかチェックする。
- ・【児童相談所に通告する場合】、【警察に通告する場合】の1つでも、該当する場合は、緊急性が高いため、早急に管理職に報告し、児童相談所、警察に通告、通報する。
- ②「①」に該当しない場合は、【児童虐待リスクのチェックリスト】に該当事項があるかチェックする。
- ・複数箇所該当する際も、児童虐待の可能性があるため、早急に管理職に報告し、市町村の虐待対応担当課への通告を検討する。

※①、②、いずれの場合においても、一人で抱え込まず、早急に管理職に報告し、速やかに関係機関に通告、通報することが大切です。

- ・個別にチェックした項目についてグループで話し合い、出た意見を全体で発表することで、校内全体で児童虐待に対する認識を共有できるようにする。

(参考資料)

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料②

○学校が通告を判断するに当たってのポイント、発見から通告までの対応の流れ

1. 研修の目的

- ・児童虐待に対する学校の役割である「早期発見・早期対応と速やかな通告」について校内全体で理解し、発見から通告に至るまで共通した対応に当たることができるようにする。

2. 使用する資料

- ・ワークシート②（校内研修資料・事例集 P 29）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
3分	1. ワークシート②の「1.」に記入し、県の手引き（P 4）で、通告の義務について確認する。	○ワークシートをもとに法的に通告の義務が課せられていることを理解する。
3分	2. 学校が通告を判断するに当たってのポイントについてワークシート②の「2.」に必要事項を記入しながら、全体で確認する。	○通告を判断するための4つのポイントに加え、関係機関は通告元等については明かさないことを、リーフレットで使って確認する。
5分	3. 児童虐待を発見した際、校内でどのように対応するかについて、グループごとに話し合う。 ・虐待（の疑い）に気付いた際、どうしたらいいか ・誰に相談したらいいのか ・児童生徒が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への通告・通報を拒んだりした場合、どのように対応するのか	○管理職、虐待対応担当教諭、生徒指導主任（主事）、担任、養護教諭、特別支援学級・特別支援教育コーディネーター等、それぞれの役割についても話し合う。
4分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	○全体で、それぞれの役割を理解することで、組織的に対応することの重要性を理解する。
3分	5. 「教職員のための児童虐待対応の手引き」の「(2) 教職員等の役割」（P 8～9）を参考に、それぞれの役割を確認する。	○リーフレットで、児童虐待を発見した際の対応を、全体で確認することで、校内で共通した対応が取れるようにする。

2分	<p>6. 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」の「学校における児童虐待への対応の流れ～発見から通告まで～」を使って、発見から通告までの流れを確認する。</p> <p>①チェックリストに該当箇所がある場合は、直ちに管理職に報告する。</p> <p>②管理職を中心に、チームとして情報を収集し、事実関係を整理する。</p> <p>③速やかに関係機関へ通告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急的な支援を要する場合」に該当する場合には、児童相談所や警察へ通告・通報する。 ・「児童虐待リスクのチェックリスト」に複数該当する際は、市町村の虐待対応担当課への通告を検討する。 	<p>○児童生徒が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への通告・通報を拒んだりした場合でも、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告することを全体で確認する。</p>
----	--	---

4. 研修のポイント

- ・児童虐待に係る通告は、法的な義務であり、確証がなくても通告することを理解する。
- ・通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはない（児童虐待防止法第7条）ことについても、確認する。
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」の「(2) 教職員等の役割」(P 8～9)を参考に、それぞれの役割を確認する。

〔校長等の管理職〕

→校内で組織的に動けるように、全教職員に共通理解を図り、関係機関と連携して対応する。

〔虐待対応担当教諭〕

→校内の実践的なリーダーとして、校務分掌上に位置づけ、校内の中心となって対応する。

〔生徒指導主任（主事）〕

→問題行動の背景には、虐待がある可能性があり、校内での情報共有に努める。

〔担任〕

→変化に最も気づきやすい立場であり、異常を感じたらすぐに学年主任等に相談し、管理職に報告する。

〔養護教諭〕

→心身の健康問題への対応を通じて、虐待を発見しやすい立場であり、変化を感じたら、担任や学年主任に相談し、管理職に報告する。

※その他の役割についても、「教職員のための児童虐待対応の手引き」の「(2) 教職員等の役割」(P 8～9)を確認しましょう。

- ・「教職員のための児童虐待対応のリーフレット」の「学校が通告を判断するに当たってのポイント」を使い、虐待の有無は関係機関が判断することから、子供の安全を最優先に、疑いの段階でも通告することを、全体で確認する。(たとえ、児童生徒が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。)
- ・児童虐待を発見した際には、直ちに管理職に報告・相談し、管理職のリーダーシップのもと、虐待対応担当教諭等を中心に組織的に対応し、速やかに関係機関に通告・通報につながるよう、対応の流れについて校内全体で共有できるようにする。

(参考資料)

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料③

○関係機関の役割と連携

1. 研修の目的

- ・児童相談所、市町村の虐待担当課、警察、要保護児童対策地域協議会（要対協）等、児童虐待に関わる関係機関の役割、連携の仕方について理解する。

2. 使用する資料

- ・ワークシート③（校内研修資料・事例集 P 31）
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
3分	1. ワークシート③の「1.」に記入し、児童相談所、市町村の虐待担当課、警察、要保護児童対策地域協議会（要対協）等の関係機関の役割について確認する。	○自分の市町村の相談先が、具体的にどこになるのかを確認する。
4分	2. 教職員のための児童虐待対応リーフレットで、緊急度に応じて、それぞれの関係機関への通告・通報を行うことを確認する。	○特に緊急度の高い場合については、児童相談所や警察へ速やかに通告・通報することを確認する。
5分	3. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）のP5にある事例「要保護児童対策地域協議会（要対協）から対応協議があった際の対応」について、グループで話し合う。	○「ケースの概要」については、学校の実態に合わせた形にして研修を進める。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ケースの概要</div> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小4男子児童で、3年時の年間欠席日数は30日程度。学校では変わったところはない。 ・保護者は、学校行事やPTAなどの参加には消極的。 ・要保護児童対策地域協議会（要対協）より、情報提供の依頼があった。 	
5分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	
3分	5. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）のP5にある「学校・教育委員会の対応」、「対応のポイント」について全体で確認する。	○関係機関との連携の重要性について、校内全体で確認する。

	対応のポイント	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 要対協より情報提供依頼があった際には、校内で情報を集約し、管理職を通じて提供する。 ② 管理職等を中心に「虐待対応チーム」を編成し、校内全体で情報を共有しながら対応する。 ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応する。 ④ 要対協での個別のケース会議では、学校が担うべき役割等を確認する。 	

4. 研修のポイント

- ・ 児童虐待に対して、どのような関係機関が対応に当たっているのかを理解できるようにする。その際には、児童生徒が居住する市町村の相談先が、具体的にどこになるのかも確認しておく。

(児童相談所、市町村の虐待担当課、警察、要保護児童対策地域協議会(要対協)等)

- ・ 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)のP5にある事例を検討しながら、要保護児童対策地域協議会(要対協)への情報提供、個別ケース会議への参加等の協力や連携方法について確認できるようにする。

※「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)

「要保護児童対策地域協議会(要対協)から対応協議があった際の対応」(P5)

ケース概要

- ・ 公立小4男子児童で、3年時の年間欠席日数は30日程度。学校では変わったところはない。
- ・ 保護者は、学校行事やPTAなどの参加には消極的。
- ・ 要保護児童対策地域協議会(要対協)より、情報提供の依頼があった。

対応のポイント

- ① 要対協を管理する市町村の虐待対応担当課より、市町村教育委員会等を通じて、当該児童生徒についての情報提供依頼があった際には、校内で、「出席状況」、「学校での様子」、「保護者の様子」等の情報を集約し、管理職を通じて提供する。
- ② 管理職や虐待対応担当教諭等を中心に虐待対応チームを編成し、当該生徒の見守りを担任一人に任せるのではなく、校内全体で情報を共有し、対応する。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応する。
- ④ 要対協での個別のケース会議では、「学校が担うべき役割」、「今後の見守り体制」、「欠席が続くなど状況の変化が出た際に情報を伝える関係機関(市町村の虐待対応担当課、児童相談所等)」について確認する。

- ・ 関係機関に速やかな情報提供ができるように、要保護児童に関する情報を日頃から学校全体で共有することの重要性について理解する。(特に、連続7日以上(休業日を除く)欠席した場合は、速やかに市町村の虐待対応担当課、児童相談所へ情報提供が必要。)
- ・ 要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議等では、学校、教育委員会としての意見を積極的に述べ、関係機関と協力して支援に当たることが、ネットワークでの支援につながることを確認する。

(参考資料)

- ・ 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)
- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)
- ・ 「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修資料④

○児童虐待関連法規

- ・児童福祉法
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
- ・千葉県子どもを虐待から守る条例

1. 研修の目的

- ・児童虐待関連法規の実際の条文を確認しながら、法的根拠に基づいた対応をとることができるようにする。

2. 使用する資料

- ・ワークシート④（校内研修資料・事例集 P 33）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
3分	1. 児童虐待関連法規として、「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」を紹介する。	○国の法律や県の条例等で、児童虐待に関連する法規が定められていることを確認する。
8分	2. ワークシート④の「1.」～「3.」に記入し、「児童福祉法」、「児童虐待防止法」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」について理解する。	
5分	3. 法に基づいた対応の重要性について、全体で再度確認する。 (児童虐待関連法規) ・児童福祉法（第25条） ・児童虐待防止法（第5、6、7、14条） ・千葉県子どもを虐待から守る条例（第3、5、6条） (内 容) ・児童虐待の早期発見 ・児童虐待に係る通告の義務 ・通告は守秘義務違反に当たらない ・保護者等の体罰の禁止	

4分	<p>4. 保護者が、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等について、子供に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきた場合の対応についても確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通告に至った経緯、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等は、保護者に漏らさない。 ・ 子供の安全を守る観点から、法令に照らし不開示を検討する。 ・ 弁護士等の専門家と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の取扱いについて、県の手引き（P 34）やリーフレットを確認し、在籍する学校のある自治体の個人情報保護条例についても確認する。 ○ 県の手引き（P 20）を使って、「スクールロイヤー活用事業」についても確認する。
----	--	---

4. 研修のポイント

- ・ 「児童福祉法」、「児童虐待防止法」、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の条文を確認することで、児童虐待に関連する法規についての理解を深める。

◇ 児童虐待の早期発見	◇ 児童虐待に係る通告の義務
◇ 通告は守秘義務違反に当たらない	◇ 保護者等の体罰の禁止

- ・ 通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはない（児童虐待防止法第7条） ことについても、確認する。
- ・ 「児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）」（第14条）に加えて、「千葉県子どもを虐待から守る条例」でも保護者のしつけによる体罰の禁止が明記（第6条）されたことを、県のホームページ等でも確認する。

※【千葉県子どもを虐待から守る条例】

https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/gyakutai_jourei.html

- ・ 通告に至った経緯、通告元、関係機関との連絡内容、アンケート等の虐待に関する個人記録等は、保護者に漏らさない。

**◎学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
【児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止）第5条第3項】**

- ・ 保護者等が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきた場合は、開示することにより、以下の①、②の視点などを踏まえ、個人情報の保護に関する法令に照らし、該当する場合には所定の手続きに則って不開示を検討する。

① 子供の生命又は身体に支障が生ずる恐れ、または子供の権利利益を侵害する恐れがないかどうか
② 学校の業務の遂行上支障がないかどうか

- ・ 法令等で迷った際は、弁護士等の専門家と連携して対応する。

【スクールロイヤー活用事業】

スクールロイヤーは、千葉県弁護士会の推薦を受けた弁護士であり、児童虐待、いじめ、部活動でのトラブル等、児童生徒を取り巻く問題について、法的側面から学校に助言をします。弁護士に電話あるいは対面で直接相談できるほか、弁護士を講師として研修を行うこともできます。

（「教職員のための児童虐待対応の手引き」P 20）

（参考資料）

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑤

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）の活用の仕方①

1. 研修の目的

- ・文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある具体的な「1. 虐待対応のケース」を取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令を理解する。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑤（校内研修資料・事例集 P 35）
- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）

3. 研修の流れ（20分）

（例）研修教材（P 2）「a」定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応」

時間	内 容	留意事項
2分	1. 文部科学省研修教材「a」定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応」の「ケースの概要」について理解する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">ケースの概要</div> <ul style="list-style-type: none"> ・小2男子児童、1年時の年間欠席日数20日間程度。 ・健康診断時に、複数のあざ、脇腹や肩に内出血の痕を発見。 ・怪我は、父に怒られた時のものだと言っている。 	○虐待の状況等（対象者、発見時の状況、発見者等）は、各学校の実態に合わせて設定してもよい。
4分	2. 個別で対応について考える。	○担任、養護教諭等、それぞれの立場で、どのような対応が必要なのかを考える。
5分	3. 個別の対応方法について、グループで話し合う。	○学校として、どのように対応すべきかについて話し合う。
5分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	○他のグループとの違いや共通点に着目する。
4分	5. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある「学校の対応」「対応のポイント」について全体で確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">対応のポイント</div> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>虐待に関する情報は、すぐに管理職に報告する。</u> ・報告を受けた管理職は、対応チームを招集する。 ・<u>状況を把握して、速やかに関係機関へ通告する。</u> ・<u>明らかな外傷は、児童相談所だけでなく、警察へも通報する。</u> 	○校内で共通した対応が取れるように全体で確認する。 ○虐待のチェックについては、県教委作成のリーフレットで確認する。 ○県教委作成の手引きでも、初期対応（P 11、12）、通告のポイント（P 16）を確認する。

4. 研修のポイント

- ・文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある「1. 虐待対応ケース」の「a）～f）」の事例を一つ選び、以下の流れで研修を進める。

〈研修の流れ〉

「①ケースの概要を理解する」→「②個別に対応を考える」→「③グループで話し合う」
→「④グループごとに発表する」→「⑤全体で対応のポイントを確認する」

- ・それぞれのケースに必要な「対応のポイント」を校内全体で確認し、共通した対応が取れるようにする。
- ・「対応のポイント」を確認する際には、関係法令にも触れることで、法的根拠に基づいた対応が取れるようにする。
- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」に加え、千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応リーフレット」、「教職員のための児童虐待対応の手引き」を併用することで、リーフレットや手引きの活用意識を高める。

(参考資料)

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(千葉県教育委員会)
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)

- ◆ 校内研修資料⑤は、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)の「a) 定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応」を活用した研修例を示したものです。

各学校の実態等に合わせて、下記の『「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、虐待対応ケースについて(ダイジェスト版)』の「a)～f)」より事例を選び、活用してください。

詳しい内容については、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)を参照してください。

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、虐待対応ケースについて
(ダイジェスト版)

a) 定期健康診断で幼児児童生徒に複数のあざを発見した際の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 2～4】

※ ケースの概要、対応のポイントは、校内研修資料⑤に記載

b) 要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 5～7】

ケースの概要

- ・公立小4男子児童で、3年時の年間欠席日数は30日程度。学校では変わったところない。
- ・保護者は、学校行事やPTAなどの参加には消極的である。
- ・要保護児童対策地域協議会(要対協)より、情報提供の依頼があった。

対応のポイント

- ・校内で出席状況、学校での様子、保護者の様子等の情報を集約し、管理職を通じて提供する。
- ・管理職を中心に校内全体で情報を共有し、対応に当たる。
- ・状況の変化が出た際には、児童相談所や市町村の虐待対応担当課等の関係機関に情報提供する。

※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 30～31 参照

c) 虐待が疑われる保護者への対応

① 要保護児童等や母親に関する情報開示請求があった場合の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 8～9】

ケースの概要

- ・公立小4男子児童で、3年時に一時保護されている。
- ・母は父よりDVを受け、離婚協議中で、転居先は明かしていない。
- ・父より、当該児童の情報に関する情報に関する開示請求あり。

対応のポイント

- ・通告の経緯、関係機関との連絡内容、虐待に関する個人記録等は、漏らさない。
 - ・子供の安全を最優先に考え、法令に照らし、不開示を検討する。
 - ・関係機関と情報共有し、弁護士等の専門家(スクールロイヤー)にも相談しながら対応する。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 34 参照

② 要保護児童等との面会を拒否する保護者への対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 10～11】

ケースの概要

- ・私立中1女子生徒で、小6時に不登校経験あり。
- ・保護者は、いじめに関する問題が原因で、学校からの当該生徒との連絡や面会を拒否している。
- ・学校は当該生徒の安全確認ができなくなっている。

対応のポイント

- ・どんな場合でも、安否確認ができない場合は、速やかに関係機関に通告する。
 - ・通告により、関係機関とも情報共有されるようになり、解決を図ることができる。
 - ・要保護児童対策地域協議会(要対協)間であれば、情報の共有が可能である。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 30～31 参照

③ 要保護児童等の就学を拒否する保護者への対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 12～14】

ケースの概要

- ・公立小2男子児童で、1年時に一時保護されたことがあり、現在も要対協の管理ケース。
- ・母が、過去の一時保護について、学校に対して抗議。
- ・当該児童への面会を拒否し、安否が確認できない。

対応のポイント

- ・就学義務違反として、学校は教育委員会に通知し、教育委員会は出席の督促等の対応をとる。
 - ・安否確認ができない場合は、速やかに関係機関に情報提供する。
 - ・緊急の場合には、児童相談所や警察等とも連携して対応する。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 30～33 参照

d) 幼児児童生徒が一時保護された際の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 15】

ケースの概要

- ・公立小5女子児童で、3年時に転校してきている。
- ・学校が虐待の恐れがあると判断し、児童相談所へ通告。一時保護となる。
- ・父が来校し、学校に対して威圧的な態度で抗議を続ける。

対応のポイント

- ・学校は、教育委員会等の設置者に連絡し、複数の教職員で、組織的に対応する。
- ・一時保護については、児童相談所の権限と責任で行われたものであること明確に伝え、児童相談所からの説明を受けるように促す。

(例)「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではありませんので、児童相談所とお話してください。」

- ・通告の経緯、通告元、関係機関との連絡内容は漏らさない。
 - (例)「通告元は明かせないことが法律で定められており、お答えできません。」
 - ・学校だけでなく、教育委員会、市町村の虐待対応担当課、児童相談所、警察等と連携して対応する。
 - ・転居や進学等の際は、転居先の学校や進学元に情報を確実に引き継ぐ。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会) P 34～35 参照

Q 一時保護された幼児児童生徒の帰宅を心配した保護者から学校に問合せがあった場合は？【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P16～17】

対応のポイント

- ・「d) 幼児児童生徒が一時保護された際の対応」と同じく、一時保護は、児童相談所の権限と責任で行われたものであり、通告元は法律で明かせないことを明確に伝え、児童相談所からの説明を受けるように促す。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P33参照

Q 一時保護中の幼児児童生徒の持ち物を引き取りたい、と保護者から学校に相談があった場合は？【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P16～17】

対応のポイント

- ・一時保護中の持ち物の取扱いについても、子供の安全や安心を最優先に考える。
- ・教科書等は、一時保護所内で学習を行うために必要となることがある。
- ・通告元などの情報が分かってしまう可能性があるため、返却は行わない。
- ・持ち物の取扱いについては、その都度、児童相談所と相談する必要がある。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P28～30参照

e) 一時保護解除後に復学する幼児児童生徒の見守りについて

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P18～19】

ケースの概要

- ・公立小3女子児童で、父からの虐待を訴え、学校から児童相談所へ通告し、一時保護となる。
- ・要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースとして対応。
- ・一定期間の児童相談所との面接を続けることを条件に家庭復帰が認められた。

対応のポイント

- ・担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、「見守りチーム」を結成し、当該児童への心のケアや居場所づくり等、きめ細やかな対応を図る。
- ・出欠状況や学校での様子などを、定期的（月1回程度）に関係機関へ情報提供を行い、連続7日以上欠席した場合など、状況の変化が生じた際は、速やかに情報提供を行う。（情報提供先（市町村の虐待対応担当課、児童相談所等）については、ケース会議等で確認しておく。）
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P29～31参照

f) 要保護児童等が転校する際の学校（送り出し、受け入れ）の対応

【「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P20～21】

ケースの概要

- ・公立小4女子児童。両親が離婚し、母と二人で生活。1学期に転居してきた。
- ・1年時に一時保護され、転校元の要保護児童対策地域協議会（要対協）の管理ケースとなった。
- ・転居先でも、母による虐待が発生し、当該生徒は重症を負って入院することになってしまった。
- ・転校元の教育委員会は、自らの地域の要対協に転校に係る情報共有を怠っていたため、転校先の県の児童相談所や市の虐待対応担当課が情報を把握するのに時間がかかってしまった。
- ・転校先の学校は、虐待に関する記録の資料を担任が確認したのみで、学校全体で共有を図っていなかった。

対応のポイント

- ・転校元の教育委員会が、転校するにもかかわらず、必要な情報を要対協と共有していない。
→転校や進学の際、虐待に関する情報は、確実に引き継ぐことが重要であり、特に要対協の管理ケースの場合は、主担当機関の引継ぎがなされていることを確認する必要がある。
- ・転校先の学校で、虐待に関する記録が、学校全体で共有されていない。
→虐待に関する情報は、一部の教職員のみで取り扱うことなく、学校内で共有し、福祉の主担当機関や要対協など関係機関と速やかに連携を行う。
- ※「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P35参照

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑥

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）の活用の仕方②

1. 研修の目的

- ・文部科学省作成の「学校現場における虐待防止に関する研修教材」にある「2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング」を取り上げ、学校の教職員、保護者、それぞれの立場を理解し、実際の場面に役立てる。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑥（校内研修資料・事例集 P36）
- ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）

3. 研修の流れ（30分）

（例）研修教材（P25）「【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応」

時間	内 容	留意事項
3分	1. 研修方法を確認し、役割分担を決める。 ・「学校現場における虐待防止に関する研修教材」のP23、24の研修方法を確認する。 ・教頭、担任、保護者の3名を決める。 ・その他の教職員は、オブザーバーとして参観する。	○役割分担は、実際の場面を想定した研修ができるように決める。 （例） ・担任→経験の少ない教職員 ・保護者→経験の多い教職員
6分	2. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の「場面と設定」、「目的・留意点」、「オブザーバーの注意点」を確認する。	○学校側が保護者に説明すべきポイント、オブザーバーが評価する点について、全体で確認する。
10分	3. ロールプレイングを行う。 ・演者は、実際の場面を想定して演じる。 ・オブザーバーは、確認したポイントに沿って、評価を行う。（校内研修用ワークシート⑥を活用）	○教頭、担任役は、保護者に対して一時保護は児童相談所の判断で、その経緯は明かせないことを丁寧に説明する。 ○保護者役は、話を一切聞かないという姿勢ではなく、相応のやり取りを心掛ける。 ○オブザーバーは、教頭、担任役が必要なポイントを丁寧に説明しているか等を中心に評価する。
3分	4. 教頭役、担任役、保護者役、それぞれが演じてみて感じたことを発表する。	○それぞれの立場で、感じたことを率直に発表する。
5分	5. オブザーバーが講評する。	○批判的な意見だけでなく、良いポイントをほめ、提案

3分	<p>6. 学校としての対応について、全体で確認する。</p> <p>対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりせずに、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。 ※ただし、一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯は明かせないことを説明する。 【威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合】 ・ 複数の教職員で対応し、教育委員会へ連絡。 ・ 児童相談所や警察等の関係機関、弁護士等の専門家と連携して対応。 ・ 通告元、関係機関との連絡内容は漏らさず、虐待に関する記録は、法令に照らして不開示を検討。 	<p>することで、前向きな雰囲気となるように心掛ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内で共通した対応が取れるように全体で確認する。 ○ 県教委作成のリーフレットや県教委作成の手引き（P32～34）も確認することで、理解を深める。
----	---	--

4. 研修のポイント

- ・ 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）にある具体的な「2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング」の「ケース1」か「ケース2」を選び、研修を進める。
※校内研修資料⑥は、「【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応」を活用した研修例を示したものです。各学校の実態等に合わせて、事例を選び、活用してください。
- ・ 実際の場面を想定して役割を演じることで、課題を発見したり、対応に慣れたりすることができるように研修を進める。
- ・ 教職員や保護者役を演じる中で感じたこと、オブザーバーとしての意見、提案を全体で共有できるように、意見交換の場を持つ。その際に、前向きな雰囲気になるように心掛ける。

（参考資料）

- ・ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
- ・ 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）
- ・ 「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

◆ 校内研修資料⑥は、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）の「【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応」を活用した研修例を示したものです。

各学校の実態等に合わせて、下記の『「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、虐待事案の学校ロールプレイングについて（ダイジェスト版）』のケース1～2より事例を選び、活用してください。

詳しい内容については、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）を参照してください。



**「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、
虐待事案の学校ロールプレイングについて（ダイジェスト版）（P15～16）**

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」、
虐待事案の学校対応ロールプレイングについて(ダイジェスト版)

【ケース1】威圧的な態度の保護者への対応

〈「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 25～26〉

場面と設定

- ・場所は、学校内の面談室で、学校側は、教頭と担任の2名、保護者1名の計3名。
- ・児童相談所に一時保護されている児童の保護者が学校に来て、一時保護された原因は学校にあるのではないかと主張する。
- ・保護者は、明らかに虐待の証拠があるにも関わらず、虐待を行っていることは認めない。
- ・児童相談所に通告したのは学校であると思っており、発言が威圧的になったり、激高したりすることがある。

目的・留意点

- ・保護者に一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯は明かせないことを説明し、納得してもらう。

対応のポイント

- ・行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりしないで、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。そのうえで、一時保護は児童相談所の判断であり、通告やその経緯については明かせないことを説明する。

(対応例) ※対応例ですので、**対応のポイント**をもとに、実際の状況にあわせて対応してください。

保護者：「昨日うちの子が児童相談所に連れて行かれた。俺は何もしていないのに、虐待を疑われたんだぞ。お前らにこの気持ちがわかるか。」

教 頭：「学校としても、今回の事態について大変心を痛めています。ただ、一時保護については、児童相談所の判断であり、学校によるものではありません。そのため、一時保護に関することは、児童相談所とお話してください。」

保護者：「児童相談所が面会すると言っている。なぜ俺だけが疑われているんだ！お前らも同罪だろうが！うちの子の怪我は、おれのせいじゃない。学校でできた怪我だ。」

担 任：「〇〇さん(当該児童)の怪我の原因についてはわかりませんが、学校生活の中で怪我をしたということはありません。」

保護者：「学校では怪我をしていないなんて誰が分かるんだ！うちの子は少しやんちゃだから、学校でしょっちゅうけがをするんだ！子供が怪我をしてほっとく学校が悪いんじゃないのか。」

教 頭：「学校生活で児童が怪我をした際には、直ぐに保健室で処置し、必要に応じて病院に行くといった対応をしています。ただ今回、〇〇さん(当該児童)が学校では怪我をしていないことは、担任だけでなく、学年主任、養護教諭、複数の職員でも確認しています。」

保護者：「じゃあ誰がああ怪我をさせたっていうんだよ。誰も分からないだろうが！」

担 任：「怪我の原因については、学校でもわかりませんので、児童相談所とお話してください。」

保護者：「わかった。じゃあ、児童相談所の面会にお前らも一緒に来てくれ。誰のせいかわかりませうじゃないか。」

教 頭：「児童相談所と保護者の方の面会には、学校が同席することはできません。また、虐待の有無や経緯については、児童相談所が調査することになります。学校としては、〇〇さん(当該児童)が、安心して学校に通えるようになることを願っており、今後も保護者の方と協力していきたいと考えています。」

保護者：「ふん、これからは学校に寄らせてもらうからな。誰が悪いのかはつきりさせようじゃないか。」 (了)

(参考)【威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合】

学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村(虐待対応担当課)・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。〔「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日 文部科学省初等中等教育局長等通知)〕

※「教職員のための児童虐待対応の手引き」(P33) 参照

【ケース2】要保護児童等の個人情報保護の対応

〈「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P 27～28〉

場面と設定

- ・場所は、学校内の面談室で、学校側は、教頭と担任の2名、保護者1名の計3名。
- ・過去に一時保護された児童(現在は親戚家庭に預けられている。)について、虐待が発見された経緯や発見者、児童相談所への通告を行った者は誰なのか等、保護者が質問してきている。
- ・保護者は比較的冷静な態度だが、個人情報保護条例による開示請求や学校の情報保持についての責任論を振りかざし、この場で情報を提供するように迫ってきている。

目的・留意点

- ・法的な根拠の説明や法に基づく対応を早急に求められた場合(この場での資料の提示など)、その要求は、この場ですぐには回答できないことを説明し、納得してもらう。

対応のポイント

- ・法的根拠の説明や法的に基づく対応を早急に求められた場合は、この場ですぐには回答できないことを説明する。その際、関係機関と協議することや場合によっては、回答できないことを明確に伝える。

(対応例) ※対応例ですので、**対応のポイント**をもとに、実際の状況にあわせて対応してください。

保護者：「児童相談所に通告したのは誰か知りたい。虐待の証拠はどこにあるのか？」

教 頭：「**通告元やその経緯については、保護者の方であっても、明かせないこととなっておりますので、お答えできません。**」

保護者：「そんなこと聞いているのではない。学校が児童相談所に通告したのは、何故だと聞いている。」

教 頭：「**学校が通告したかどうかも含めて、通告元やその経緯について、明かせないことになっているため、お答えできません。**」

保護者：「判断したのが児童相談所でも、誰かがいい加減な証拠で言いがかりをつけているのは明らかだ。誰が、何の証拠で通告したんだと聞いている。」

教 頭：「**繰り返してしまいますが、通告元やその経緯については、明かせないこととなっているため、お答えすることはできません。また、虐待の有無については、児童相談所が判断することになりますので、児童相談所とお話してください。**」

保護者：「学校に責任が無いと言いたいのか。児童相談所でも確認する。今、説明したほうが早いと思うが。」

教 頭：「**学校では、児童相談所と連携して対応しており、通告元やその経緯については明かせないことについても、情報を共有しております。**」

保護者：「市の個人情報保護条例では、本人に関する情報の開示請求はできるはず。個人の家庭のことをなんで学校が隠ぺいできるんだ？開示請求したら情報を出さなければならぬんだから、今、説明したほうが手っ取り早いのではないか。」

教 頭：「**市の個人情報保護条例に基づく、開示請求ということであれば、教育委員会や児童相談所と相談の上、後日連絡させていただきます。ただ、内容によっては、法律に基づいて、回答できないことがあることを御理解ください。**」

保護者：「納得ができない。今日はこの辺で終わるが、まだ聞きたいことは山ほどある。誠実に対応してもらいたい。」 (了)

(参 考)【守秘義務と個人情報の取扱いについて】

◆「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止)第5条第3項」

「(学校、教職員、教育委員会は、) 正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。」

◆「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」

(2) 要保護児童等の情報に関する情報の取扱いについて

「学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。」

※虐待に関する個人の記録は、保護者が本人(子供)に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供(本人)の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示を検討する。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑦

○「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の事例集の活用方法

1. 研修の目的

・「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集（千葉県教育委員会）の事例集①～③を活用して、必要な対応のポイントや関係法令を理解する。

2. 使用する資料

・ワークシート⑦（校内研修資料・事例集 P 37）
 ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

（例）（事例集① P 23）「性的虐待が疑われる事案への対応」

時間	内 容	留意事項
2分	1. 「教職員のための児童虐待対応の手引き」の事例集①「性的虐待が疑われる事案への対応」の「ケースの概要」について理解する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;"> ケースの概要 </div> ◎高校2年生、女子生徒が保健室に来た際に、養護教諭に「最近、父親が私の体を触って来ることがあり困る」と相談があった。 ◎養護教諭が「あなたを守るために他の先生に相談する」と伝えると、女子生徒は「やはり勘違いだった」と言った後に、押し黙ってしまった。 ◎女子生徒は、何度か保健室に来て、養護教諭に、学校生活や家庭での悩みを相談しており、その都度、担任や学年主任と情報共有している。 ◎両親は共に、学校の活動にも協力的であると担任から聞いている。	○虐待の状況等（対象者、発見時の状況、発見者等）は、各学校の実態に合わせて設定を工夫してもよい。
4分	2. 個別で対応について考える。	○担任、養護教諭等、それぞれの立場で、どのような対応が必要なのかを考える。
5分	3. 個別で考えた対応方法について、グループで話し合う。	○学校として、どのように対応すべきかについて話し合う。
5分	4. 出た意見をグループごとに発表する。	○他のグループとの違いや共通点に着目する。
4分	5. 「教職員のための児童虐待対応の手引き」事例集①の「対応のポイント」を全体で確認する。	○校内で共通した対応が取れるように全体で確認する。 ○虐待のチェックについては、教職員のための児童虐待対応リーフレット（千葉

<p style="text-align: center;">対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的虐待は、他の虐待よりも発見や事実確認が難しく、特殊な対応が必要となることを理解する。 ・繰り返し状況を尋ねることは、子供にとって大きなストレスの要因となり得ることに留意する。 ・性的虐待が疑われる場合は、直ちに管理職に報告する。 ・学校として情報収集や確認を行うよりも前に、早急に児童相談所へ通告する。 ・性的虐待が疑われる場合は、子供からの正確な聞き取りは、児童相談所が中心となっていくとの認識をもって対応する。 ・学校は、児童相談所に対応の留意点を確認する。 ・他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。 	<p>県教育委員会)の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を活用することを確認する。</p> <p>○事例集の「対応のポイント」だけでなく、「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の「性的虐待について」(P26)でも確認し理解を深める。</p>
---	---

4. 研修のポイント

- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)にある事例集①～③(P23～25)から、一つ選び、以下の流れで研修を進める。

〈研修の流れ〉

「①ケースの概要を理解する」→「②個別に対応を考える」→「③グループで話し合う」→「④グループごとに発表する」→「⑤全体で対応のポイントを確認する」

- ・それぞれのケースに必要な **対応のポイント** を校内全体で確認し、共通した対応が取れるようにする。
- ・ **対応のポイント** を確認する際には、関係法令等にも触れることで、法的根拠に基づいた対応が取れるようにする。

- ◆ 校内研修資料⑦は、「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の事例集①「性的虐待が疑われる事案への対応」を活用した研修例を示したものです。
各学校の実態等に合わせて、「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)の事例集①～③より事例を選び、活用してください。



「教職員のための児童虐待対応の手引き」

- ・事例集①(性的虐待が疑われる事案への対応について)(P23)
 - ・事例集②(児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応について)(P24)
 - ・事例集③(要保護児童への長期休業明けの対応について)(P25)
- ※ **ケースの概要**、**対応のポイント** については、事例集①～③を参照

(参考資料)

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)
- ・「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(千葉県教育委員会)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修資料⑧

○子供の人権

1. 研修の目的

- ・「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を通して、子供の人権を理解し、児童虐待はその人権を侵害するものであり、心身に深刻な影響を与えることを理解する。また、子供の人権を守るために、教職員として行うべき役割について考える。

2. 使用する資料

- ・ワークシート⑧（校内研修資料・事例集 P38）
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）

3. 研修の流れ（20分）

時間	内 容	留意事項
4分	1. ワークシート⑧の「1.」を記入し、児童虐待は子供の人権侵害であり、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の第1条にも、明記されていることを理解する。	○児童虐待は、子供への人権侵害であり、心身の成長にも重大な影響を与えるということが、法にも定められていることを理解する。
4分	2. ワークシート⑧の「2.」の「※（参考）虐待が及ぼす子供への影響」をもとに、虐待が及ぼす子供への影響について、話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的影響（外傷、栄養障害、成長不全等） ・知的発達面への影響（もともとの能力と比べ知的発達が不十分） ・心理的影響（自己肯定感が持てない、攻撃的・衝動的な行動等） 	○ワークシート⑧の「2.」の「※（参考）虐待が及ぼす子供への影響」をもとに、児童虐待が子供にどのような影響を与えるのか、校内での具体的な事例などを出しながら話し合う。
4分	3. ワークシート⑧の「3.」を記入し、「子どもの権利条約」を通して、子供達にはどのような権利があるのかを理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生きる権利 ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利 	○「子どもの権利条約」に定められる4つの権利を理解し、児童虐待は、その権利を侵害していることを確認する。 ○「子どもの権利条約」は、1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准していることを確認する。
4分	4. 子供の権利を守るために、児童虐待に対して、教職員として何ができるのか、グループで話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・子供の主張に傾聴し、SOSをキャッチする。 	○教職員として、子供の権利を守るという認識のもと、日頃の学校生活の中で一人一人ができることは何な

4分	<ul style="list-style-type: none"> ・子供に原因があると考えたり、保護者との関係を優先したりせず、子供の安全を最優先に対応する。 ・子供に自分自身の持っている権利を伝える。 <p>5. 出た意見をグループごとに発表し、子供の権利を守るために、学校全体で児童虐待に対応していくことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供一人一人の権利を尊重し、安心して学校生活を送れるように努める。 ・児童虐待の早期発見に努め、発見した際は速やかに通告し、子供の安全を守る。 <p>【学校、教職員の役割・責務 ※児童虐待防止法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①虐待の早期発見に努めること（第5条第1項） ②関係機関へ通告すること（第6条） ③関係機関への協力を行うこと（第5条第2項） ④虐待防止の教育に努めること（第5条第5項） 	<p>のか、という視点で話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内全体で、子供の人権を守るという、共通した認識が持てるようにする。 ○「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）のP4～5で、学校や教職員の役割・責務を確認する。
----	--	--

4. 研修のポイント

- ・児童虐待防止法には、児童虐待は子供への人権侵害であると明記されており、心身ともに深刻な影響を与え、最悪の場合には、命さえも奪ってしまうことを認識する。
- ・「子どもの権利条約」にある子供の権利を理解し、その権利を守るため、児童虐待に対しては、子供の安全を最優先に、教職員としての役割と責務を果たすことを校内全体で確認する。

【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）】

- ◆世界中の子供たちが持っている権利について定めた条約。 1989年に国際連合で採択され、1990年に国際条約として発効。日本は、1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効。

（子供の権利）

- 生きる権利・・・すべての子供の命が守られること
 - 育つ権利・・・もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること
 - 守られる権利・・・暴力や搾取、有害な労働などから守られること
 - 参加する権利・・・自由に意見を表したり、団体を作ったりできること
- 日本ユニセフ協会HP「子どもと先生の広場」より

【学校及び教職員の役割・責務】

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第1項】
 - ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【児童虐待防止法第6条】
 - ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【児童虐待防止法第5条第2項】
 - ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第5項】
- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会 P4）

（参考資料）

- ・「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）

学校・教職員の役割

- 早期発見・早期対応と速やかな通告（早急に管理職に報告・相談）
- 関係機関と連携して対応

①虐待の早期発見に努めること（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第1項】

②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）

【児童虐待防止法第6条】

③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第2項】

④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

【児童虐待防止法第5条第5項】

「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）より

学校が通告を判断するに当たってのポイント

① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）

（児童虐待防止法第6条第1項）

② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること

③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること

④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。

（児童虐待防止法第7条）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）より

事 例 集

- ・ 事例集①（性的虐待が疑われる事案への対応）
- ・ 事例集②（児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応）
- ・ 事例集③（要保護児童への長期休業明けの対応）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
事例集①

○ 性的虐待が疑われる事案への対応

1. ケース概要を確認する。

ケースの概要

- ◎高校2年生、女子生徒が保健室に来た際に、養護教諭に「最近、父親が私の体を触ってくる
ことがあり困る。」と相談があった。
- ◎養護教諭が「あなたを守るために他の先生に相談する。」と伝えると、女子生徒は「やはり
勘違いだった。」と言った後に、押し黙ってしまった。
- ◎女子生徒は、これまで何度か保健室に来て、養護教諭に、学校生活や家庭での悩みを相談
しており、その都度、担任や学年主任と情報共有している。
- ◎両親は共に、学校の活動にも協力的であると担任から聞いている。

2. 学校の対応について考える。

- ◎まずは、(1)担任、養護教諭等、(2)学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭
等、(3)管理職、それぞれの立場で相談を受けた時、どのように対応するのかを考える。

(1) 担任、養護教諭等

→幼児児童生徒より直接相談を受けた際の対応について考える。

(2) 学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭等

→担任、養護教諭等から相談された際の対応について考える。

(3) 管理職

→担任、養護教諭、学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭等か
ら報告を受けた際に、学校としてどのように対応するのかを考える。

- ◎次に、グループ等で、学校全体として、どのような対応が必要となるのかを話し合う。

- ・どのような校内体制で対応する必要があるのか。
- ・関係機関とは、どのように連携していくのか。

3. 対応のポイントについて確認する。

対応のポイント

- ①性的虐待の疑いがあると認識を持ち、「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育
委員会)を参考に、以下の点について確認をする。
 - 他の虐待と比べ、より問題が複雑であり、事実確認が困難で、専門的な対応が必要である。
 - 繰り返し尋ねることは、子供にとって大きなストレスになる。
 - 性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等
管理職に報告し、学校として情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告
することが重要である。子供からの正確な被害を聞き取ることは、児童相談所が中心と
なって行うため、学校は児童相談所に対して対応の留意点等を確認する。
【県教委の手引き「8 性的虐待について」(P26)】
- ②子供が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合
でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。
【県教委の手引き「5 子供からの聞き取り」(P13)】
【県教委の手引き「1 虐待は証明しなくてよい」(P16)】

(1) 担任、養護教諭等の対応

→疑いの段階で、学年主任等に相談し、直ちに管理職へ報告する。

当該生徒には、あなたを守るために他の教員にも相談することを説明する。

(2) 学年主任、生徒指導主任(主事)、虐待対応担当教諭等の対応

→担任、養護教諭等から報告を受けた際には、直ちに管理職へ報告する。

(3) 管理職

→担任、養護教諭、学年主任等から相談を受けた際には、状況を確認し、学校として
情報の収集を行うより前に、早急に児童相談所に通告する。

※当該生徒には、あなたを守るために児童相談所へ連絡する必要があることを説明し、
たとえ本人が了解しなくても児童相談所へ通告する。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
事例集②

○ 児童生徒が帰宅を拒否しているときの対応

1. ケース概要を確認する。

ケースの概要

- ◎ 小学校3年生、男子児童が昼休みに、「昨日宿題を忘れて、父親に怒られ、叩かれた。また怒られるから家に帰りたくない。」と担任に相談があり、「このことは誰にも言わないでほしい。」との話があった。
- ◎ 男子児童に、傷やあざなどの外傷は見られない。
- ◎ 男子児童からは、家で父親に怒られるという話を何度か聞いたことはあるが、帰宅拒否をしたのは初めてである。
- ◎ 男子児童は、欠席はほとんどないが、忘れ物が多く、友達とのトラブルもたまに見られる。
- ◎ 母親からは、家で本児がいうことをきかないときに、父親が厳しく注意するとの話を聞いている。

2. 学校の対応について考える。

- ◎ まずは、担任等が、どのように対応する必要があるかを考える。
 - ・ 当該児童が「家に帰りたくない」「誰にも言わないで」と言っているが、どうするのか。
 - ・ 誰に、どのようなタイミングで相談するべきか。(管理職、学年主任等)
- ◎ 次に、グループ等で、学校全体として、どのような対応が必要となるのかを話し合う。
 - ・ どのような校内体制で対応する必要があるのか。
 - ・ 当該児童への対応は誰が、どのように行うのか。
 - ・ 関係機関とは、どのように連携していくのか。

3. 対応のポイントについて確認する。

対応のポイント

- ◎ 千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応の手引き」や「教職員のための児童虐待対応リーフレット」を参考に以下の点について確認をする。
 - ① 今回のケースの場合、子供が「帰りたくない」と言っていることから、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(千葉県教育委員会)の「児童虐待の早期発見チェックリスト」の「緊急的な支援を要する場合」の「【児童相談所に通告する場合】④子供が帰りたくないと言っている(子供自身が保護・救済を求めている)」に該当するため、緊急性が高く、速やかに児童相談所へ通告する必要があるとの認識を持つ。
【県教委の手引き「緊急的な支援を要する場合」(P17)】
 - ② 虐待に関する問題を、個々の教職員だけで対処することは極めて困難であり、虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、一人で抱え込まず、直ちに管理職に相談・報告する。
【県教委の手引き「3 チームとしての組織的対応の重要性」(P11)】
 - ③ 子供が虐待を否定したり、他の教職員への情報共有や関係機関への連絡を拒んだりした場合でも、子供の安全を最優先に考え、管理職に報告し、速やかに関係機関へ通告する。(※今回のケースは、児童相談所へ通告する。)
【県教委の手引き「5 子供からの聞き取り」(P13)】
【県教委の手引き「1 虐待は証明しなくてよい」(P16)】
 - ④ 管理職は、可能な範囲で速やかに関係職員を集め情報を収集し、事実関係を整理する。
(管理職、虐待対応担当教諭、養護教諭、学級担任、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)
【県教委の手引き「(1) チームとしての対応」(P12)】
 - ⑤ 通告後、虐待を受けた子供を学校に留め置く等、子供の安全確保を優先する。
【県教委の手引き「2 緊急性の判断」(P11)】
 - ⑥ 児童虐待防止法第7条では、児童相談所等の関係機関は、通告元等を漏らさないと規定されているため、通告の情報元は秘匿とされる。ただし、通告元となることの多い学校が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について、関係機関と事前に協議を行う。
【県教委の手引き「(※通告元、通告の事実の告知について)」(P17)】

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

事例集③

○ 要保護児童への長期休業明けの対応

1. ケース概要を確認する。

ケースの概要

- ◎ 中学校2年生、女子生徒。中学1年時には、児童相談所に一時保護されていたことがある。
- ◎ 2年進級時に保護解除され、家庭復帰となった。
- ◎ 家庭復帰の際には、ケース会議にて、学校、児童相談所、市町村の虐待対応担当課で本家庭への見守り体制を確認。要保護児童等対策地域協議会（要対協）の管理ケースとなっている。
- ◎ 夏休み明けの初日に登校せず、保護者からの欠席連絡もなかった。
- ◎ 担任から保護者へ電話連絡を行ったが、連絡が取れなかった。
- ◎ 夏休み前までは、ほとんど休みなく登校していて、保護者とも連絡が取れていた。
- ◎ 校内全体でも情報を共有し、対応に当たっていた。

2. 学校の対応について考える。

- ◎ まずは、担任等が、どのように対応する必要があるかを考える。
 - ・ 誰に、どのようなタイミングで相談するべきか。
（管理職、学年主任、生徒指導主任（主事）、虐待対応担当教諭等）
- ◎ 次に、グループ等で、学校全体として、どのような対応が必要となるのかを話し合う。
 - ・ どのような校内体制で対応する必要があるのか。
 - ・ 関係機関とは、どのように連携していくのか。

3. 対応のポイントについて確認する。

対応のポイント

- ◎ 千葉県教育委員会作成の「教職員のための児童虐待対応の手引き」を参考に以下の点について確認する。

- ① 長期休業中、休業明けの安全確認は、見守りを担任一人に任せるのではなく、学校全体で情報共有に努める。
- ② 児童相談所で継続指導中の子供については、以下のア～ウに該当する場合は、早急に管理職に報告し、市町村や児童相談所等の関係機関へ速やかに情報共有を行い、連携して対応する。

ア 始業式、入学式、長期休業明けに登校しない場合 ← 今回のケースは、これに該当

イ 保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合

ウ 部活動等において、不自然な外傷があるなど、状況の変化等を把握した場合

【県教委の手引き「(4) 長期休業中、長期休業明けの対応」(P30)】

- ③ 要対協において虐待ケースとして進行管理台帳に登録された幼児児童生徒については、定期的（月1回程度）に情報提供をする必要があるが、理由の如何に関わらず、連続7日以上（休業日を除く）欠席した場合には、速やかに市町村や児童相談所に情報提供する。

- ④ 要対協において、学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は児童福祉法第25条の3の規定により、守秘義務違反に当たらない。

【県教委の手引き「5 要保護児童への対応」(P30～31)】

【県教委の手引き「(3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて」(P34)】

ワークシート

- ・ワークシート①（校内研修資料①用）
- ・ワークシート①（校内研修資料①用 解説）
- ・ワークシート②（校内研修資料②用）
- ・ワークシート②（校内研修資料②用 解説）
- ・ワークシート③（校内研修資料③用）
- ・ワークシート③（校内研修資料③用 解説）
- ・ワークシート④（校内研修資料④用）
- ・ワークシート④（校内研修資料④用 解説）
- ・ワークシート⑤（校内研修資料⑤用）
- ・ワークシート⑥（校内研修資料⑥用）
- ・ワークシート⑦（校内研修資料⑦用）
- ・ワークシート⑧（校内研修資料⑧用）
- ・ワークシート⑧（校内研修資料⑧用 解説）

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート①

(児童虐待の種類について)

1. にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

①幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為などより広い行為が含まれる。また、子供をポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。

③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による暴力や性的加害の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

④子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。兄弟姉妹間差別、DV目撃など。

(選択肢)

・ 心理的虐待 ・ 身体的虐待 ・ ネグレクト ・ 性的虐待

『教職員のための児童虐待対応の手引き』より

2. 以下の事例について、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）にある「児童虐待の早期発見チェックリスト」を使って検討してみましょう。

【事例1】

女子児童（生徒）Aに、昨日は無かった複数のあざがあるのを発見した。事情を聞くと、「昨日、父に叩かれた」と言っている。

【事例2】

男子児童（生徒）Bは、日頃から衣服の乱れがあり、体調不良を訴えることが多い。保護者とも連絡が取りづらく、育児にも拒否的である。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート①（解説）

（児童虐待の種類について）

1. にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

①幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

②直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為などより広い行為が含まれる。また、子供をポルノグラフィーの被写体にすることなども含まれる。

性的虐待

③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による暴力や性的加害の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

ネグレクト

④子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。兄弟姉妹間差別、DV目撃など。

心理的虐待

（選択肢）

・ 心理的虐待 ・ 身体的虐待 ・ ネグレクト ・ 性的虐待

『教職員のための児童虐待対応の手引き』より

2. 以下の事例について、「教職員のための児童虐待対応リーフレット」（千葉県教育委員会）にある「児童虐待の早期発見チェックリスト」を使って検討してみましょう。

【事例1】

女子児童（生徒）Aに、昨日は無かった複数のあざがあるのを発見した。事情を聞くと、「昨日、父に叩かれた」と言っている。



・ チェックリスト「緊急的な支援を要する場合」の中の、①「明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。」に該当
→児童相談所、警察に通告・通報

【事例2】

男子児童（生徒）Bは、日頃から衣服の乱れがあり、体調不良を訴えることが多い。保護者とも連絡が取りづらく、育児にも拒否的である。



・ チェックリスト「児童虐待リスクのチェックリスト」の中の、「衣服の乱れ」「体調不良」「育児に拒否的」等、複数が該当
→市町村の虐待対応担当課に通告

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート②

【通告の義務〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より〕】

1. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

(第5条)

(①)、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び(①)の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の(②)に努めなければならない。

(第6条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に(③)しなければならない。

(解答欄)

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

(選択肢)

- ・ 通告 ・ 学校 ・ 早期発見

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

2. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

- (1) 確証がなくても(①)すること(児童虐待防止法第6条第1項)
(誤りであったとしても責任は問われない)
- (2) 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の(②)であること
- (3) 保護者との関係よりも子供の(③)を優先すること
- (4) 通告は(④)違反に当たらないこと(児童虐待防止法第6条第3項)

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村(虐待対応担当課)や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。(児童虐待防止法第7条)

(解答欄)

①		②		③		④	
---	--	---	--	---	--	---	--

(選択肢)

- ・ 専門機関 ・ 通告 ・ 守秘義務 ・ 安全

3. 児童虐待(の疑い)を発見した際、校内でどのように対応するか、話し合ってみましょう。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート②（解説）

【通告の義務〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より】】

1. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

（第5条）

(①)、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び (①) の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の (②) に努めなければならない。

（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (③) しなければならない。

（解答欄）

①	学校	②	早期発見	③	通告
---	-----------	---	-------------	---	-----------

（選択肢）

・ **通告** ・ **学校** ・ **早期発見**

【学校が通告を判断するに当たってのポイント】

2. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

(1) 確証がなくても (①) すること（児童虐待防止法第6条第1項）
（誤りであったとしても責任は問われない）

(2) 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の (②) であること

(3) 保護者との関係よりも子供の (③) を優先すること

(4) 通告は (④) 違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

（解答欄）

①	通告	②	専門機関	③	安全	④	守秘義務
---	-----------	---	-------------	---	-----------	---	-------------

（選択肢）

・ **専門機関** ・ **通告** ・ **守秘義務** ・ **安全**

3. 児童虐待（の疑い）を発見した際、校内でどのように対応するか、話し合ってみましょう。

※教職員の役割は、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）のP4～5を参照。
（学校における児童虐待への対応の流れ）

① チェックリストに該当箇所がある場合は、直ちに管理職に報告する。

② 管理職を中心に、チームとして情報を収集し、事実関係を整理する。

③ 速やかに関係機関へ通告する。

- ・ 「緊急的な支援を要する場合」に該当する場合は、児童相談所や警察へ通告・通報。
- ・ 「児童虐待リスクのチェックリスト」に複数該当する場合は、市町村の虐待対応担当課への通告を検討。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート③

(児童虐待に対応する関係機関の役割)

1. 関係機関の役割について確認しましょう。

○児童相談所

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。

※「教職員のための児童虐待対応リーフレット」等で、自校の児童相談所の連絡先を確認しましょう。

[] 児童相談所 (TEL) []

○市町村（虐待対応担当課）

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。

※各市町村によって、担当課の名前が異なるため、連絡先の確認をしましょう。

(例：〇〇市家庭児童相談室、〇〇市子育て支援課等)

(担当課名) [] (TEL) []

○警察

110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」(千葉県教育委員会)より

○要保護児童地域対策協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童への適切な支援を行うため、関係機関と適切に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)より

2. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省) P5の事例「要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応」について、考えてみましょう。

(学校・教育委員会としての対応)

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート③（解説）

（児童虐待に対応する関係機関の役割）

1. 関係機関の役割について確認しましょう。

○児童相談所

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。

※「教職員のための児童虐待対応リーフレット」等で、自校の児童相談所の連絡先を確認しましょう。

[] 児童相談所 (TEL) []

○市町村（虐待対応担当課）

児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。

※各市町村によって、担当課の名前が異なるため、連絡先の確認をしましょう。

（例：〇〇市家庭児童相談室、〇〇市子育て支援課等）

(担当課名) [] (TEL) []

○警察

110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）より

○要保護児童対策協議会（要対協）

市町村など地方公共団体が、要保護児童への適切な支援を行うため、関係機関と適切に情報交換や協議を行うため設けられた協議会。

「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）より

2. 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）P5の事例「要保護児童対策地域協議会から要保護児童等に関する対応協議があった際の学校・教育委員会の対応」について、考えてみましょう。

（学校・教育委員会としての対応）

- ・要対協を管理する市町村の虐待対応担当課より、市町村教育委員会等を通じて、当該児童生徒についての情報提供依頼があった際には、校内で出席状況、学校での様子、保護者の様子等の情報を集約し、管理職を通じて提供する。
- ・管理職や虐待対応担当教諭等を中心に虐待対応チームを編成し、当該生徒の見守りを担任一人に任せるとはならず、校内全体で情報を共有し、対応する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応するために、教育委員会等に派遣を要請する。
- ・要対協での個別のケース会議では、「学校が担うべき役割」、「見守り体制」、「欠席が続くなど状況の変化が出た際に情報を伝える関係機関（市町村の虐待対応担当課、児童相談所等）」について確認する。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート④

【児童虐待に関する法規】

1. () にあてはまる言葉を書きましょう。

【児童福祉法】

〈第25条〉

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に () しなければならない。

2. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

〈第5条〉

(①)、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び (①) の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の (②) に努めなければならない。

〈第6条〉

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (③) しなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の (④) に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〈第7条〉

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が (③) を受けた場合においては、当該 (③) をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

〈第14条〉

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、 (⑤) を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

（解答欄）

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

（選択肢）

- ・ 体罰
- ・ 通告
- ・ 学校
- ・ 早期発見
- ・ 守秘義務

3. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【千葉県子どもを虐待から守る条例】

〈第3条〉 ・ (①) は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、 (①) を決して許してはならない。

〈第5条〉 ・ 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに (②) しなければならない。

〈第6条〉 ・ 保護者は、児童のしつけに際して、 (③) を加えてはならない。

（解答欄）

①		②		③	
---	--	---	--	---	--

（選択肢）

- ・ 体罰
- ・ 虐待
- ・ 通告

4. 保護者が、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等について、子供に代わって個人情報保護条例等に基づく開示をするよう要求してきた場合、どのように対応しますか。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート④（解説）

【児童虐待に関する法規】

1. () にあてはまる言葉を書きましょう。

【児童福祉法】
〈第25条〉

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (**通告**) しなければならない。

2. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】
〈第5条〉

(①)、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び (①) の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の (②) に努めなければならない。

〈第6条〉

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に (③) しなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の (④) に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

〈第7条〉

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が (③) を受けた場合においては、当該 (③) をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

〈第14条〉

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、 (⑤) を加えることその他民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

（解答欄）

①	学校	②	早期発見	③	通告	④	守秘義務	⑤	体罰
---	----	---	------	---	----	---	------	---	----

（選択肢）

- ・ 体罰
- ・ 通告
- ・ 学校
- ・ 早期発見
- ・ 守秘義務

3. () にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【千葉県子どもを虐待から守る条例】

〈第3条〉 ・ (①) は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、 (①) を決して許してはならない。

〈第5条〉 ・ 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに (②) しなければならない。

〈第6条〉 ・ 保護者は、児童のしつけに際して、 (③) を加えてはならない。

（解答欄）

①	虐待	②	通告	③	体罰
---	----	---	----	---	----

（選択肢）

- ・ 体罰
- ・ 虐待
- ・ 通告

4. 保護者が、通告元、アンケート等の虐待に関する個人記録等について、子供に代わって個人情報保護条例等に基づく開示をするよう要求してきた場合、どのように対応しますか。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告元、関係機関との連絡内容、アンケート等の虐待に関する個人記録等は、保護者に漏らさない。 ・ 保護者等が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきた場合は、子供の安全を守る観点から、<u>個人情報の保護に関する法令に照らし、不開示を検討する。</u> ・ 法令等で迷った際は、<u>弁護士等の専門家と連携して対応する。</u>

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート⑤

◎「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省）、「1. 虐待対応のケース」の「a）～f）」（P 2～21）の事例を一つ選び、学校・教育委員会としての対応について考えましょう。

1. 学校・教育委員会として、どのように対応するのか考えましょう。

2. グループで、話し合しましょう。

3. 対応のポイントについて確認しましょう。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート⑥

◎「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（文部科学省） P 22～28
 「2. 虐待事案の学校対応ロールプレイング」をやってみて、評価してみましょう。

評価シート

【教頭役の評価】 ◎大変よくできた ○よくできた △改善の必要あり

〈序 盤〉	評価	〈中 盤〉	評価	〈結 果〉	評価
挨拶・自己紹介		相手の質問に答えているか		話し合いの合意はできたか	
話し合いのポイント・事前説明		一方的な説明になっていないか		お互いの立場を理解できたか	
		感情的な対応になっていないか			
〈全体のポイント〉			評価	〈気付いたこと・コメント〉	
相手の気持ちを理解しようとしているか					
感情的にならず、丁寧な対応ができていますか					
法的根拠を踏まえ、客観的かつ一貫した説明ができていますか					
相手の質問に対し、明確に答えられているか					
話し合いの目的を達成することができたか					

評価シート

【担任役の評価】 ◎大変よくできた ○よくできた △改善の必要あり

〈序 盤〉	評価	〈中 盤〉	評価	〈結 果〉	評価
挨拶・自己紹介		相手の質問に答えているか		話し合いの合意はできたか	
話し合いのポイント・事前説明		一方的な説明になっていないか		お互いの立場を理解できたか	
		感情的な対応になっていないか			
〈全体のポイント〉			評価	〈気付いたこと・コメント〉	
相手の気持ちを理解しようとしているか					
感情的にならず、丁寧な対応ができていますか					
法的根拠を踏まえ、客観的かつ一貫した説明ができていますか					
相手の質問に対し、明確に答えられているか					
話し合いの目的を達成することができたか					

〈全体を通して感じたこと〉

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート⑦

○「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）の事例集①～③（P23～25）をもとに、学校（教育委員会）としての対応について考えましょう。

1. 学校（教育委員会）として、どのように対応するのか考えましょう。

2. グループで、話し合いましょう。

3. 対応のポイントについて確認しましょう。

「教職員のための児童虐待対応の手引き」

校内研修用ワークシート⑧

【子供の人権について〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より〕】

1. ①～④の（ ）にあてはまる言葉を書きましょう。

〈第1条〉

この法律は、児童虐待が児童の（①）を著しく侵害し、その（②）の成長及び（③）の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の（④）にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（選択肢）

- ・ 心身 ・ 育成 ・ 人格 ・ 人権

2. 児童虐待が子供に及ぼす影響について、話し合みましょう。

--

※（参考）虐待が及ぼす子供への影響〔「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P4〕

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります。そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

3. 子供の権利について、にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【子どもの権利条約】

①	すべての子供の命が守られること	
②	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること	
③	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	
④	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること	

（選択肢）

- ・ 育つ権利 ・ 守られる権利 ・ 参加する権利 ・ 生きる権利

※参考【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について】

・ 世界中の子供たちが持っている権利について定めた条約。1989年に国際連合で採択され、1990年に国際条約として発効。日本は、1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効。

4. 教職員として、子供の権利を守るため児童虐待に対して何ができるか、話し合みましょう。

--

「教職員のための児童虐待対応の手引き」
校内研修用ワークシート⑧（解説）

【子供の人権について〔児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）より〕】

1. ①～④の（ ）にあてはまる言葉を書きましょう。

〈第1条〉

この法律は、児童虐待が児童の（① **人権**）を著しく侵害し、その（② **心身**）の成長及び（③ **人格**）の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の（④ **育成**）にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（選択肢）

- ・心身 ・育成 ・人格 ・人権

2. 児童虐待が子供に及ぼす影響について、話し合みましょう。

※「（参考）虐待が及ぼす子供への影響」をもとに、児童虐待が子供にどのような影響を与えるのか、校内での具体的な事例などを出しながら話し合う。

※（参考）虐待が及ぼす子供への影響〔「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P4〕

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります、そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

3. 子供の権利について、にあてはまる言葉を下の選択肢から選びましょう。

【子どもの権利条約】

①	すべての子供の命が守られること	生きる権利
②	もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること	育つ権利
③	暴力や搾取、有害な労働などから守られること	守られる権利
④	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること	参加する権利

（選択肢）

- ・育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利 ・生きる権利

※参考【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について】

・世界中の子供たちが持っている権利について定めた条約。1989年に国際連合で採択され、1990年に国際条約として発効。日本は、1994年4月22日に批准し、1994年5月22日に発効。

4. 教職員として、子供の権利を守るため児童虐待に対して何ができるか、話し合みましょう。

※参考【学校及び教職員の役割・責務】「教職員のための児童虐待対応の手引き」（千葉県教育委員会）P4～5
 ①虐待の**早期発見**に努めること（努力義務）【児童虐待防止法第5条第1項】
 ②虐待を受けたと思われる子供について、**関係機関へ通告**すること（義務）【児童虐待防止法第6条】
 ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、**関係機関への協力**を行うこと（努力義務）【児童虐待防止法第5条第2項】
 ④**虐待防止のための子供等への教育に努める**こと（努力義務）【児童虐待防止法第5条第5項】

<学校・教職員の役割>

早期発見・早期対応と速やかな通告

子供が、多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待防止法第6条には市町村(虐待対応担当課)や児童相談所への通告の義務が定められています。

学校が通告を判断するに当たってのポイント

1. 確証がなくても通告すること (児童虐待防止法第6条第1項)
2. 誤りであったとしても責任は問われない
3. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと (児童虐待防止法第3条第3項)

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村(虐待対応担当課)や児童相談所は、通告に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。(児童虐待防止法第7条)

【学校における児童虐待への対応の流れ～発見から通告まで～】

(1) 早期発見

- ◆児童虐待のサインを見逃さない
(「いつもと違う」は、虐待のサイン)
- ◆チェックリストに該当するものがあれば、児童虐待の可能性を疑う。
- ◆幅広く情報収集に努める。
(アンケート、教育相談、家庭訪問、地域の方々等からの情報等)

(2) 直ちに管理職へ報告・相談

- ◆一人で抱え込まず、速やかに管理職へ報告する。
- ◆子供本人が口外しないことを希望したとしても、「あなたを守るためである」ことを伝え、必ず報告をする。

(3) チームとして早期対応

- (メンバー)
 - ・主任教、副主任教、指導員、養育員、学芸主任、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
 - ◆管理職のリーダーシップのちと、積極的に対応する。
 - ◆可能な範囲で速やかに関係職員を集め、情報収集し、事実関係を整理する。
 - ・子供の氏名、学年、性別、年齢、住所、出席状況、友人関係
 - ・保護者の氏名、子供の関係、家庭の状況
 - ・転校校等からの情報
 - ・外傷や症状(絆から、どのよう)
 - ・外傷や症状に関する本人の証言(あれば)

(4) 関係機関への通告 (※子供の安全を最優先に、確証がなくても通告)



※いずれにおいても、通告・通報したことを教育委員会等に報告

児童虐待の早期発見チェックリスト

緊急的な支援を要する場合

【児童相談所に通告する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らか外傷があり、身体的虐待が疑われる。 (打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 (栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰らなくなっている。 (子供自身が保護、救済を求めている)
【警察に通報する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らか外傷があり、身体的虐待が疑われる。 (打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 (栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④その他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

児童虐待リスクのチェックリスト

※複数該当する場合は、児童虐待の可能性あり

【子供の様子】	
チェック欄	子供の様子
	繰り返す頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
	驚戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーンとしていて。
	落ち着かない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊ぶず、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が変わり、顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなるなど)
	からだが衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。
【保護者の様子】	
チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。
	精細なことで激しく怒る、被害意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わず。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。
【家族・家庭の状況】	
チェック欄	家族・家庭の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、臭い、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。

(参考資料・文献)

- 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月改訂版 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm
- 「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afielddfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf
- 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」(令和2年3月 千葉県健康福祉部)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/sankou/manuaru.html>

[子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)について]

- 教えて!ユニセフ 子どもと先生の広場ホームページ「子どもの権利条約」
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>

(千葉県教育委員会ホームページより)

- 「教職員のための児童虐待対応リーフレット」(令和元年8月 千葉県教育委員会)
- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」(令和元年11月 千葉県教育委員会)
- 「教職員のための児童虐待対応の手引き」校内研修資料・事例集
(令和3年1月 千葉県教育委員会)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/jinkennyouiku/gyakutaitebiki.html>



QRコード

令和2年度「教職員のための児童虐待対応の手引き」(冊子版)の構成図

◇表紙(※イラスト:市原市立若宮小学校 森下あやの 教諭 作)

◇現行の手引き(本編)(令和元年11月作成)に加筆

(主な改訂項目)

※「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)の令和2年6月の改定に伴い加筆

①改正児童虐待防止法における、親権者等による体罰禁止の法定化について(P3)

②障害のある子供や保護者への理解について加筆(P14、15)

③改正児童虐待防止法における、学校、教育委員会等の職員の守秘義務について(P34)

※「千葉県子ども虐待対応マニュアル」(千葉県健康福祉部)の改定に伴い加筆

④在宅支援時(家庭復帰から6か月程度)の対応について(P29)

※千葉県警察本部、千葉県健康福祉部児童家課との協議により加筆

⑤関係機関との連携を円滑な連携について(P8、P33)

◇校内研修資料・事例集

○県教委作成の教職員のための児童虐待対応の手引き、リーフレットを活用した研修資料として作成

○1項目、20~30分で実施でき、各学校が実態に合わせて研修項目を選択できるように構成

○令和2年1月に文部科学省が作成した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を活用した研修資料を作成(校内研修資料⑤・⑥)

○県教委作成の事例集①~③を活用した研修資料を作成(校内研修資料⑦)

1 校内研修資料

・校内研修資料①(児童虐待の早期発見、チェックリストの活用)

・校内研修資料②(通告の判断、対応の流れ)

・校内研修資料③(関係機関の役割と連携)

・校内研修資料④(児童虐待関連法規)

・校内研修資料⑤(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文科省)の活用事例①)[虐待対応ケース]

※「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)、虐待対応ケース(ダイジェスト版)

・校内研修資料⑥(「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文科省)の活用事例②)[ロールプレイング]

※「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(文部科学省)、ロールプレイング(ダイジェスト版)

・校内研修資料⑦(千葉県教委作成、事例集①~③の活用事例)

・校内研修資料⑧(子供の人権)

2 事例集

・事例集①(性的虐待が疑われる事案 ※設定場面:高校)

・事例集②(子供が帰宅を拒否しているとき ※設定場面:小学校)

・事例集③(要保護児童への長期休業明けの対応 ※設定場面:中学校)

3 ワークシート ※校内研修資料①~⑧で活用

・ワークシート①~⑧(解説編含む)

※ 教職員のための児童虐待対応リーフレット

◇裏表紙(※イラスト:成田市立遠山中学校 池畑 翔 教諭 作)